

令和元年6月盛岡市議会定例会

教育環境対策特別委員会調査報告書

令和元年6月28日提出

近年の小中学校を取り巻く教育環境は大きく変化しています。令和2年度から運用される学習指導要領では、小学校での外国語活動・外国語科の新設や道徳教育の充実のほか、資質・能力の向上を目指す主体的・対話的で深い学びやカリキュラム・マネジメント、児童の発達の支援、家庭や地域との連携・協働に取り組むこととされています。また、情報技術革新が急速に進む中、児童生徒が情報を主体的に捉え、考え、活用しながら、他者と共に価値創造を行うことができるようにするため、情報活用能力の育成を図ることが重要であるとし、コンピュータなどの情報手段を日常的に活用できる環境の充実を図ることが重要であるとされています。

市の学校給食をめぐることは、特に中学校の給食自由選択方式について市議会でもさまざまな議論が交わされてきましたが、平成30年6月定例会において「盛岡市の中学校給食の格差是正を求める決議」が全会一致で可決され、市議会を挙げて、給食自由選択方式を見直し主食・副食・牛乳を提供する完全給食実施を検討するよう求めています。

このような状況の中で、平成29年9月に設置された当特別委員会では、「教育施設の整備」、「教育環境の整備」、「学校給食」の3項目について、本市の取り組みに関する勉強会や市内視察、県外の先進地視察などの調査・研究活動を行ってきました。その調査結果について、次のとおり報告いたします。

記

1 盛岡市の取り組み

(1) 教育施設の整備

学校施設については、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づき大規模改修を行うほか、施設余剰の発生も見込まれることから、児童福祉施設との複合化も検討されています。市立小中学校および幼稚園へのエアコンの整備については、国の平成30年度補正予算成立を受けて空調設備整備事業に係る事業費が予算化され、令和元年度に実施されます。また、児童生徒が学校で生活する上で重

要な環境のひとつであるトイレの洋式化は、平成29年度の整備率が27.5%と全国平均や岩手県平均から見ても低く、今後は盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づく大規模改修に先立ち、トイレ環境の改善に早期に着手することとしています。

(2) 教育環境の整備

英語教育環境の整備では、現在小学校5・6年生が年間35時間、週1回の外国語活動を行っており、電子黒板とパソコンを活用してネイティブな発音に触れられるように取り組むほか、中学校に配置している外国語指導助手（ALT）による訪問指導を実施しています。令和元年度からは小学校での外国語活動、外国語科の充実を図るため、小学校にもALTを3人配置する予定として取り組みを進めています。中学校では、ALTによる指導のほかにもアメリカ合衆国アールラム大学からの短期留学生による教育交流を進めています。教育水準を維持するため、電子黒板とパソコンの整備を現在の5・6年生から3・4年生まで広げる必要があることから必要台数を配置する予定です。

ICT教育環境の整備では、グローバル化や情報技術革新が急速に進み社会環境が大きく変化する中、児童生徒の情報活用能力の育成や、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善に向けたICT活用に取り組むための環境整備が不可欠であります。当市の整備状況は国が示す第2期教育振興基本計画の目標水準を大きく下回っています。このような状況にありますが、教育研究所での研修により教師のICT機器の活用能力の向上を図るほか、機器更新や小学校の通信回線の超高速化を図ることとしています。

(3) 学校給食

当市の学校給食における地産地消は、平成28年度の地場産物使用割合が48.4%であり、岩手県内平均の50.1%を若干下回っているものの、国の第3次食育推進基本計画で目標としている学校給食における地場産物の使用割合30%については上回っています。また、岩手県産の黒毛和牛や短角和牛、鶏肉、もりおかブランドである津志田芋などの地場産物を給食に取り入れています。このほか、盛岡の先人教育の一環として、原敬や石川啄木などの先人にまつわる献立を作成し学校給食で提供する先人給食や、姉妹都市の盟約を交わしているカナダ・ビクトリア市の食文化を体感し国際理解を図る目的でビクトリア給食を実施しています。

市内の学校給食の提供状況は、都南地域と玉山地域では学校給食センターで調理された給食が各校で提供されています。都南学校給食センターについては老朽化が進んでいることから、道明地区に整備が進む新産業等用地に隣接する形で新たな学校給食センターが整備される予定です。盛岡地域においては、小学校では各校の給食調理室でつくられた給食が提供され、中学校では土淵中学校と繫中学校は隣接する小学校とともに自校の調理室でつくられた給食が提供されています。それ以外の中学校においては平成20年度から給食自由選択方式が黒石野中学校で試行され、平成30年時点で対象校14校のうち11校で実施されています。しかし、給食自由選択方式については、喫食率が年々低下していることに加え、平成30年度には調理業者の調理体制が整わないなどの理由から予定されていた北陵中学校での実施が見送られるなど、課題が散見されています。

2 委員会の調査活動

(1) 勉強会

ア 盛岡市の教育環境の現状と課題（平成29年12月18日実施）

市の教育環境の現状と課題について、小中学校のトイレの洋式化や学校施設の大規模改修といった学校施設の環境改善や、英語教育・ICT教育環境整備、小中学校給食の現状などについて教育委員会事務局から説明を受けました。

(2) 市内視察

ア 市内の小中一貫教育に関する取り組みとランチボックス給食（平成30年5月10日実施）

市内で唯一の小中一貫教育校である市立土淵小学校・土淵中学校（愛称：盛岡西峰学園）を視察しました。土淵地区で小中一貫教育が始まることとなった経緯や、小学校と中学校が一体となったことで生まれるメリット、学校図書館の活用について調査しました。また、市立中学校で提供されているランチボックス給食を委員が実際に試食して提供状況を確認するとともに、教育委員会事務局からランチボックス給食提供に関する経緯と現状について説明を受けました。

(3) 先進地視察

ア 岐阜県岐阜市・三重県松阪市・静岡県浜松市（平成30年1月29日～31日実施）

岐阜市では小中学校英語教育の充実と小中学生の学力向上に関する取り組みについて調査しました。以前から国際理解教育として英

語に関わる活動を学校単位で行っていましたが，平成21年度から国の教育課程特例校として認定を受け，平成27年度から小学校1年生から英語を教科化しています。小学校低学年では英語科のため年18時間を標準授業時数に上乗せするほか，中学年では総合的な学習の時間の半分を英語科へ振り替えるといった方法で対応しています。指導体制としてはALTのほか，英語科のための臨時雇用職員であるイングリッシュ・フレンド（EF）の制度を設けており，低学年では年間の全ての時間，中学年では半分の時間を担任とEFによる2人体制で授業をするほか，高学年では半分の時間を担任とALTによる2人で授業をしています。小中学校での一貫性についても，小学校教員と中学校英語教員との合同研修を実施するほか，民間委託によりALTの派遣を受ける際には小中学校の学区に配慮し，同じALTが指導できるよう計画を立て，小中学校両方の指導状況を報告共有しています。

岐阜市の学力向上に関する特徴的な取り組みとしては，これまで一般的であった教員の勘や経験による教育から，民間の教育研究機関と提携してエビデンス（知見）に基づいた教育を取り入れたことです。平成28年度からはベネッセ教育研究所と協定を結び，職員派遣，英語能力検定を活用した教育効果の把握と指導方法の改善を行い，英検jrや英検I B Aの結果では全国を上回っています。

松阪市では教育現場におけるICT活用と情報教育について調査しました。タブレットの導入に当たり，教員が抱いていた不安を解消するため，学校全体での研修，有志の教師による課題洗い出し，職員室での雑談研修とさまざまな場面で意見交換と課題や情報の共有を進めました。生徒への指導面では，松阪市独自で協働学習モデルを作成しており，授業にタブレットを活用することにより生徒間で課題や思考の共有が図られ授業の振り返りが具体的にできるため，生徒の到達度の把握が容易になるといった効果が見られます。生徒の習熟度に応じた指導も以前よりも効率的に行うことができ，生徒自身の自己調整学習にも効果があります。

浜松市では学校図書館支援センター事業について調査しました。図書館の蔵書の中から小中学校の授業内容に沿った資料を選定し，カテゴリー別にパッケージとした「学習支援パック」を作成して学校からの求めに応じて貸し出しを行っています。総合的な学習の時間に利用できるパックの利用が多いほか，中学校の修学旅行やキャリア教育に関連する資料の収集も行っています。このほか，小学3

年生の児童を対象として「図書館を使った調べ学習の手引き」を作成し、毎年各小学校へ配布し図書資料を使った調査方法を分かりやすく紹介しているほか、図書館の主催事業として「夏休み調べ学習講座」を開催し、手引きを使いながら児童が自ら考え課題を解決する力を養う場を設けています。同じ時期に「浜松市調べ学習コンクール」が開催されており、上位作品は全国コンクールへ推薦されることもあって年々応募人数がふえています。

イ 広島県福山市・神奈川県相模原市・神奈川県川崎市（平成30年10月17日～19日実施）

福山市では福山市中学校完全給食実施方針の策定と実施状況について調査しました。中学校完全給食を実現するため、中学校に調理室を整備する「自校調理方式」、給食センターを新たに整備する「センター方式」、近傍の小学校を親校として子校となる中学校分の給食も併せて調理する「親子方式」について比較を行い、早期の全校実施が可能な「親子方式」を採用しています。親校で他校分の給食調理を行う場合には、学校施設のうち必要な箇所について建築基準法による用途を「小学校」から「工場」へ変更する必要がありますが、同法に定められた手続きを踏みクリアしています。また、中学校完全給食実施が決定した時点では給食調理室のドライ化が途中であったことから、ドライ化未実施の親校となる小学校から優先して整備を進め、平成28年度の実施検証から平成30年度までは計画通り実施されており、令和2年度に完全実施される予定です。

相模原市では教育の情報化について調査しました。相模原市で実施されている教育の情報化、特にプログラミング教育の特徴は、新規事業を実施する際によく用いられるモデル校を指定する方法では市内全域での取り組みに展開しにくいと判断し、市内全小学校の4年生の特定の単元で一斉に始めた点にあります。平成29年度に事業を開始し、2年後の令和元年には開始当時4年生だった6年生から4年生の児童すべてがプログラミング教育に接したこととなります。教員の指導力を養うために、担任を受け持つ教員全員が担当指導主事から夏休み期間中に講義を受けました。このほか、指導力を向上させるため、相模原市内にあるプログラミングに関する社員指導に実績のある企業と共同して教員の研修を行っています。

川崎市ではPFI方式による小学校等への空調施設整備について調査しました。市内の小学校90校への空調施設整備に当たり、学校の公平性の確保や一斉整備・稼働の必要性、財政負担の平準化と

いった理由からP F I方式による整備を選択しました。財政負担の軽減効果は、川崎市が自ら実施した場合の事業費試算額と比較し約5億円、約12%のV F M（バリューフォーマナー：P F I方式により発注したことで削減できる総事業費の割合）が発生した計算になっています。これに対して、中学校への空調施設整備については地元企業の受注に配慮して従来方式での発注が行われています。

3 調査事項についての提言

(1) 教育施設の整備について

小中学校の普通教室等へのエアコン設置は、これまでも多くの議員が一般質問、議案質疑などさまざまな場面で質問してきた課題であり、当市でも国の平成30年度補正予算成立を受けて令和元年度に整備が進められています。この取り組みは児童生徒の教育環境の改善に大変効果的で歓迎されますが、整備に当たっては円滑に進めるよう求めます。当市ではほぼ同じ時期にトイレの洋式化も予定していることから、工事の発注に当たっては配慮が望まれます。

I C T教育環境の整備は、相模原市では情報教育の推進および情報活用環境及び機器の整備を推進するため、「相模原市立小・中学校 学校の情報化推進計画」を策定し、計画を実施する中で明らかになった課題、技術革新や社会情勢の変化、新学習指導要領の趣旨などを分析検討しつつ施策を進めています。当市においても、盛岡市教育基本計画の実施計画として小中学校の情報化に関する計画を策定し、市の方針として教育の情報化に取り組む体制の構築を図るべきと考えます。この際、国では自治体が計画策定に取り組む際の助言者として大学の有識者などを派遣する「I C T活用教育アドバイザー派遣事業」を実施していることから、既に教育の情報化を実施している自治体の例から得られた知見・ノウハウを活用するため、同事業を取り入れるなどの検討が必要だと考えます。

公立図書館について、浜松市のように学校図書館との連携を強化し、学校教育に関連する蔵書や資料を提供することで、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの推進に貢献している例があることから、当市でも取り組むよう求めます。

(2) 教育環境の整備について

英語教育環境の整備は、先進的な自治体では、既に小学校低学年での英語科教育や中学校英語教育との接続に関する取り組みを実施しています。当市でも小学校へのA L T配置など、新学習指導要領に基づき令和2年度から始まる小学校中学年の外国語活動、高学年

の英語教科化への対応が予定されていますが、外国語によるコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成することを目指す新学習指導要領の目的に鑑み、小学校低学年から英語に触れ合う環境の整備が必要です。また、学力向上のために必要となる教員の指導力を養成するため民間の教育研究機関と連携し、教育効果の測定やエビデンスに基づく指導方法の改善に取り組むことについても検討すべきと考えます。

プログラミング教育は、モノのインターネット（I o T）や人工知能（A I）などの情報科学技術が急速に進展する社会においても通用する人材として児童生徒を育成するため、論理的思考を養う重要な分野であるとして国も非常に重要視していますが、教科化されていないため取り組みが難しいとの指摘がされています。相模原市の例を見る限り、児童生徒全員分のタブレット端末などのI C T機器がなくても十分にプログラミング教育の効果が上がっています。さらに副次的な効果として、児童生徒同士が教え合い共に学習することによるアクティブラーニングとしての効果も見られます。I C T教育環境の整備と併せて早急に取り組むべきだと考えます。

教育の情報化に必要な体制の整備に当たっては、松阪市で実施されたモデル校を選定して実施し他校へ拡大する方法と、相模原市で実施された市内全小学校で特定の学年から一斉に始める2つの手法について視察調査を行いました。どちらの手法にも優れた点と劣る点がありますが、当市の置かれた状況を検証し最も効果のある方法で整備を進める必要があります。

その一方で、教育の情報化はあくまでも児童生徒に教育指導するための手段の一つに過ぎません。先進自治体を視察調査した際も、タブレット端末やI C T機器は教師が授業をつくるうえでの脇役であるはずが、ともすると機器の使用法の指導に目が行き、タブレット端末などを使えばいい授業ができるという思い込みに繋がりがねないとの指摘もありました。教員のI C T機器活用能力の向上と併せて、本来教員に求められる授業力、指導力の向上にも今後取り組む必要があります。

加えて、教育の実践者である教員の働き方改革についても取り組みが必要です。国が平成28年に実施した教員勤務実態調査によれば、教員本来の仕事である授業以外の仕事、部活動などの負担が大きくなっており、長期病気休業や退職せざるを得ない教員も少なくない状況にあります。教員が疲弊してしまえば、児童生徒のためにな

りません。当市においても労働環境管理の徹底や教員の意識改革，学校の組織運営体制の見直しに対する取り組みが求められます。

(3) 学校給食について

中学校給食では，給食自由選択方式から「全員が同じものを食べる方式」による完全給食への方針転換は非常に大きな前進であると歓迎します。しかし，当市が目指す給食の供給体制の具体像が市民に対してはつきり示されていないため，不安を感じる児童生徒の保護者は多いのではないのでしょうか。平成31年4月に盛岡市立小中学校学校給食基本方針が改定され，中学校における完全給食が明記されましたが，今後策定が予定されている第二次学校給食施設整備実施計画において，より具体的な当市の学校給食の目指す姿を明確に示し，市民の不安解消を図るべきだと考えます。

また，今後少子化による児童生徒の減少が避けられないことは明らかであり，児童が減少した小学校の給食調理室の余剰生産力を生かし，近隣の中学校へ給食を提供する親子方式による中学校給食未実施校への給食提供についても検討する価値があるのではないかと考えます。市内に給食調理室ドライ化が未実施の小学校が残っている現状は，視察調査を行った福山市と大変似通っていることもあり，親子方式による給食提供について検討する以前の段階から排除せず柔軟に対応し，市が目指す「全員が同じものを食べる方式」の給食の早期実現を図る必要があると考えます。

4 結びに

今，当市を含め日本は大きな社会の変化に直面しております。国の第5期科学技術基本計画では，先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた新たな社会の姿として超スマート社会「Society5.0」が提唱されております。これを実現するために取り組むべき教育施策の検討を目的とした文部科学省「新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース」の報告によれば，ビッグデータの解析やさまざまな分野における自動化などの中核となるAI技術が重要であるにもかかわらず，情報科学技術の先端を走るアメリカ合衆国などと比較した場合，日本社会では情報科学やAIに関する知識・技術を持つ人材が極めて限定的であり，情報科学系教育体制の充実が喫緊の課題であると指摘されています。今後も情報技術の革新が続くことを考えると，当市も新たな時代に対応できる人材を計画的に育成する必要があるのではないのでしょうか。

このほかにも、平成31年4月の改正出入国管理及び難民認定法の施行により外国人労働者の受け入れが拡大され、今後外国から来た人々と接する場面がより身近になることが想定されることから、異文化への理解と交流が今後さらに重要となります。学校教育においても、異文化理解の基礎となる外国語活動・英語教育などにより力を入れて対応していかなければなりません。

また、今後対応が求められる課題として、幼児教育から高等教育までの無償化にも触れさせていただきます。ヨーロッパ連合をはじめとした諸外国の教育において幼児教育から大学教育までの無償化制度が進んでいます。日本では、令和元年5月10日、幼児教育無償化を含む子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、令和元年10月からの実施が決定しましたが、待機児童の深刻化に対する懸念、認可保育施設の拡大、保育士の待遇改善など幼児教育無償化と合わせて急務の課題だと指摘されています。同様に、低所得世帯（住民税非課税世帯）を対象に大学や専門学校などの高等教育を無償化する、大学等における修学の支援に関する法律が同日に成立し、令和2年4月1日に施行されることとなりました。大学まで修学支援を設けたことはこれまでにないことでありますが、要件の具体例には、産業界のニーズに応えるためとして、大学の経営方針そのものに直接関わる内容もあるなど、幼児教育無償化と同様に課題が指摘されています。

このような国の改革により教育環境も大きく変化しようとしており、地方の教育行政も多様な変化に対応しなくてはなりません。

新たな学習指導要領の序文にあるとおり、児童生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことが、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、児童生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割であります。当市のみならず日本の未来を担う児童生徒の育成のために市として教育環境改善に取り組む上で、当特別委員会の提言が活かされることを願い報告いたします。